

申告をしなかつたら…
税の申告は、国民健康保険税や介護保険料の算定資料にもなります。また、福祉、医療・教育資金などの給付や保育料などの判定基準になっています。申告期限までに申告しなかった場合、国民健康保険税や介護保険料が正しく算定されなかつたり、

各種申請、手続きに必要な所得証明書等が発行できなくなりますので、期限内に必ず申告しましょう。

◎申告相談地区割日程表

日 程	地区割
2月17日(金)	大総地区・東陽地区
2月20日(月)	横芝地区(栗山・鳥喰以外)・南条地区
2月21日(火)	横芝地区(栗山・鳥喰)・日吉地区
2月22日(水)	上堀地区・白浜地区
2月23日(木)	大総地区・東陽地区
2月24日(金)	横芝地区(栗山・鳥喰以外)・南条地区
2月27日(月)	横芝地区(栗山・鳥喰)・日吉地区
2月28日(火)	上堀地区・白浜地区

※上記日程で都合の悪い方は、その他の日でも相談をお受けします。

主な改正事項

○扶養控除等の改正

年少扶養親族(扶養親族のうち、年齢16歳未満の者をいいます)に対する扶養控除が廃止されました。これに伴い、扶養控除の対象となる控除対象扶養親族は、年齢16歳以上の扶養親族となりました。

年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除については、上乗せ部分が廃止されました。これに伴い、

特定扶養親族の範囲が、扶養親族のうち年齢19歳以上23歳未満の扶養親族となりました。

扶養控除の改正に伴い、居住者の扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除または配偶者控除の額に加算する措置を特別障害者に対する障害者控除の額に加算する措置に改められました。

に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、その年分の所得税について確定申告書を提出することを要しないこととなりました。

平成23年分において「課税事業者」となるのは、次の方々です。
・平成21年分の課税売上高が1千万円を超える事業者
・平成21年分の課税売上高が1千万円以下の事業者
が、平成22年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者

◎注1 この場合であっても、所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。

◎注2 公的年金等以外の所得金額が20万円以下で所得税の確定申告書の提出を要しない場合であっても町県民税の申告が必要です。

4月2日(月)まで 消費税及び地方消費税の確定申告は

平成23年分において「課税事業者」となるのは、次の方々です。
・平成21年分の課税売上高が1千万円を超える事業者
・平成21年分の課税売上高が1千万円以下の事業者

が、平成22年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者

※消費税及び地方消費税の確定申告書には、課税期間中の課税売上げの額及び課税仕入れ等の税額に関する付表(明細書)を添付する必要がありますのでご注意ください。

※2月16日(木)から3月15日(木)まで、町の申告相談会場でも消費税確定申告(簡易課税申告のみ)の受付を行います。

◆問い合わせ

東金税務署

☎(84)1211
税務課課税班

☎(84)1211
税務課課税班

○公的年金所得者の確定申告手続の簡素化
○その年において公的年金等

※所得税で対象となる寄附金であっても町県民税で対象とならないものがあります。

7 2012.2.1